

資源管理について

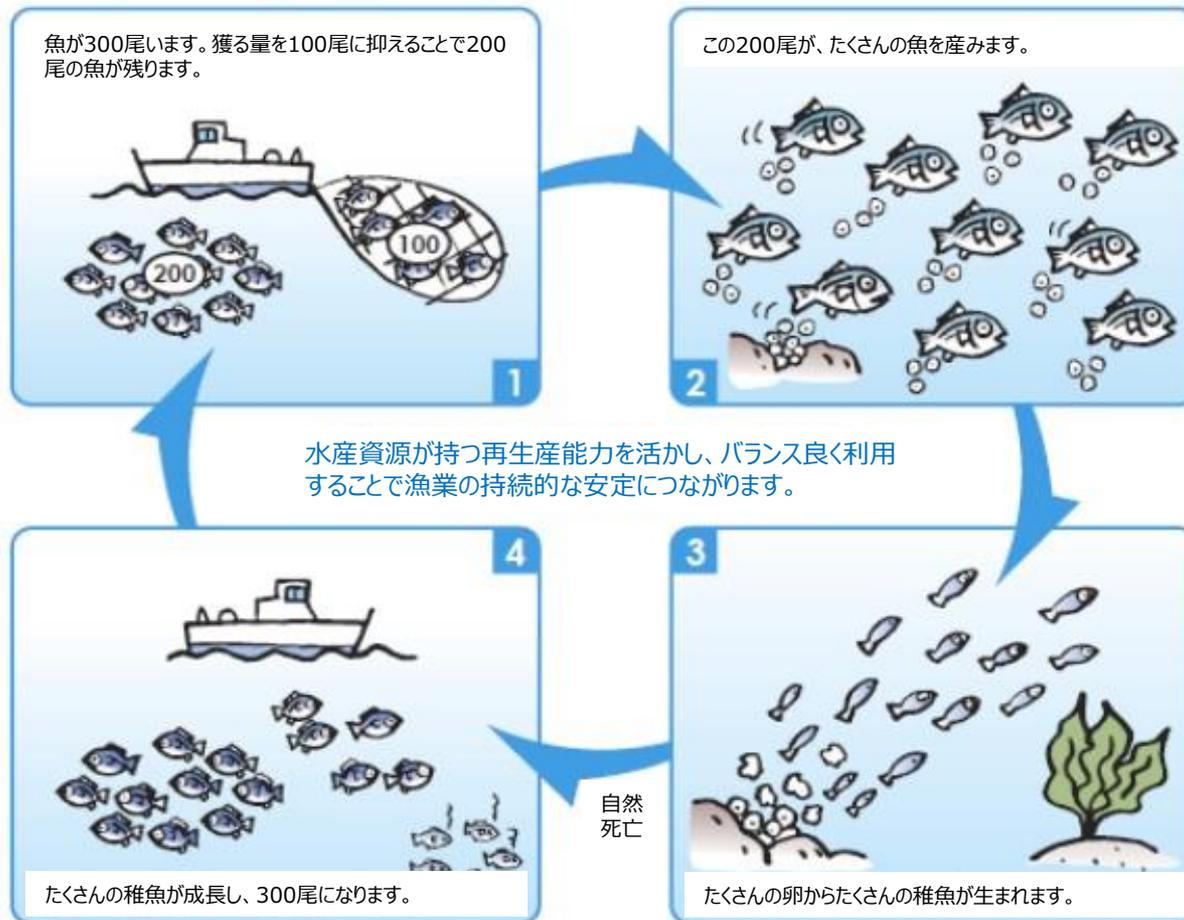
令和7年1月31日(金)

公益財団法人 日本釣振興会 環境委員会シンポジウム

水産庁

資源管理とは

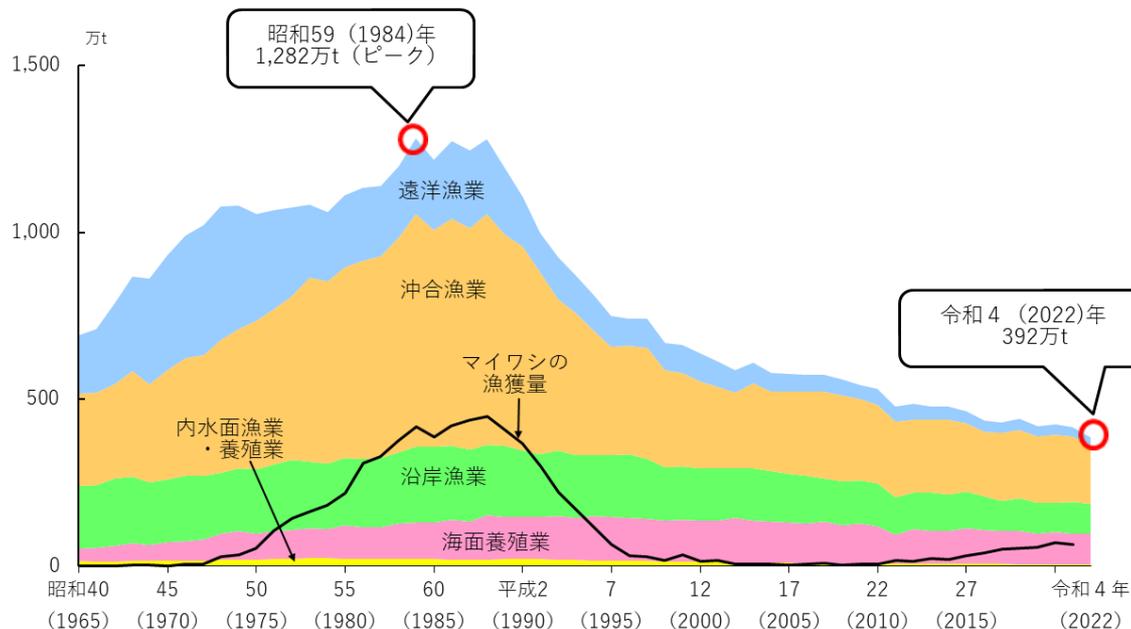
- 水産資源は再生可能であり、持続的な利用が可能な資源です。また、資源量の最大値は、環境の変化に応じて増減します。
- 資源管理とは、水産資源を持続的に利用していくために、漁業活動（採捕の数量）を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の利用を図る取組です。



日本の資源管理制度

- 我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくために歯止めをかける必要があります。
- 資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数やトン数、又は漁法や漁期等の制限が主体でした。しかし、技術革新によって漁獲能力が増加したことにより、このような間接的に採捕数量を調整する手法は限界を迎えつつありました。
- こうした状況に対応するため、平成30年、漁業法の下、「最大持続生産量」を達成する水準に水産資源を維持又は回復させることを目標とし、目標達成のための手法は漁獲可能量による管理を基本とする資源管理制度が創設されました。

【漁業・養殖業の生産量の推移】



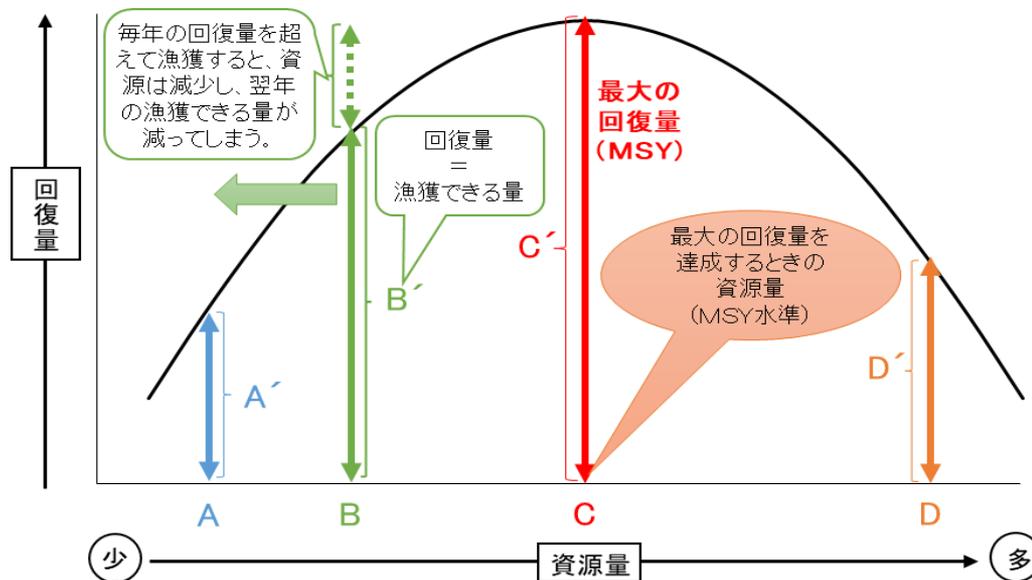
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19 (2007) 年から船舶のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19 (2007) ~22 (2010) 年までの数値は推計値であり、平成23 (2011) 年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

参考：最大持続生産量（MSY: Maximum Sustainable Yield）

- 漁業法では、MSYは、「現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値」と定義されています。
- 水産資源は再生可能であり、漁業活動によって減少しても元に戻ろうとする力が働きます。元に戻る量（回復量）と同じ量だけ採捕すれば、資源は持続的に利用することができます。
- 回復量は、資源量の増大に伴い増加しますが、ある程度以上の水準になると生息域や餌の競争等により減少します。
- 資源量を回復量が最大となる水準に維持し、又は回復することで「最大の漁獲（MSY）」を続けることが可能となります*。

【資源量と回復量の関係】

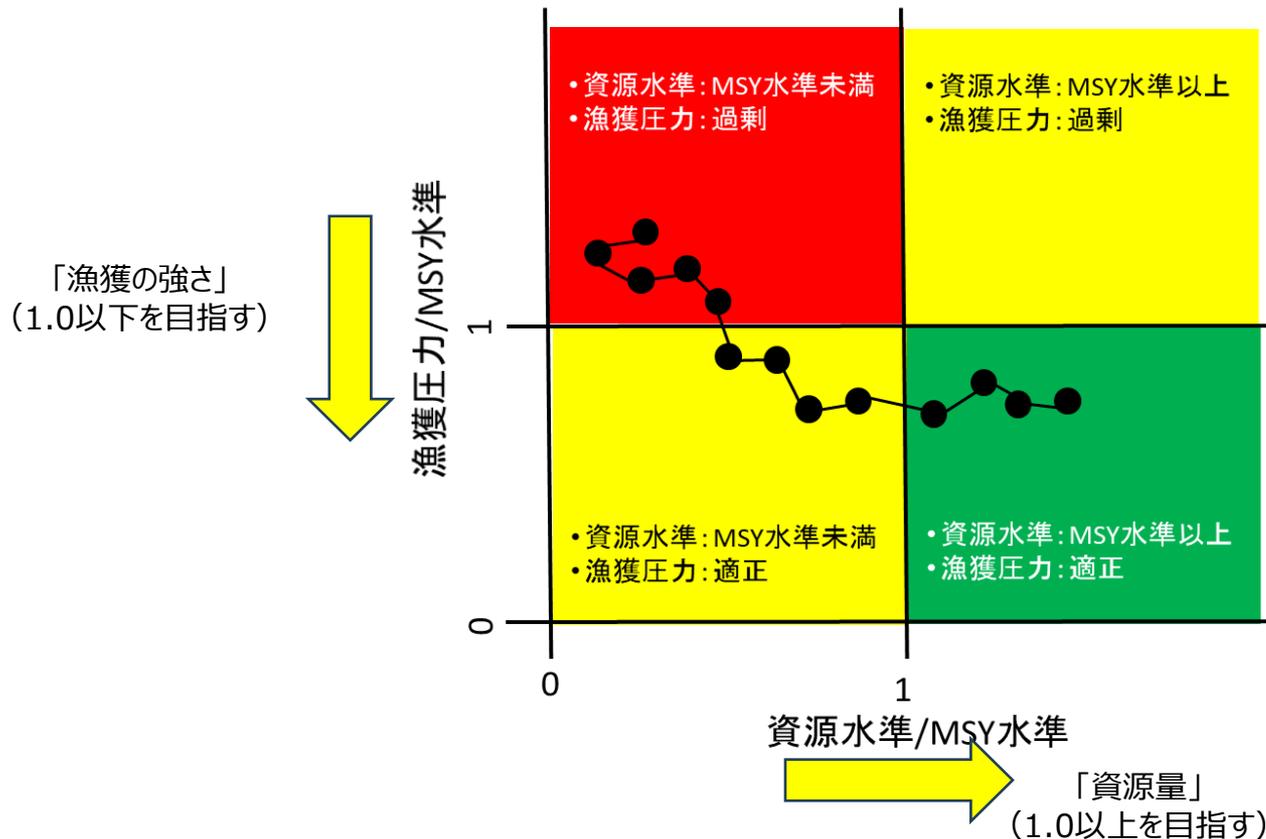


*このほか、資源量が増加することで、①群れの密度が濃くなったり、分布域が拡大したりすることにより漁獲効率が增加する、②資源量や漁獲量に占める大型魚の割合が増加する、といった変化が生じます。

資源評価

- 管理の内容を決めるためには、資源評価を行い、対象とする水産資源の状態（「資源量」と「漁獲の強さ」が健全な状態にあるかどうか）とその動向を知っておく必要があります。
- 資源評価は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて実施されます。
- 情報の質と量が充実するほど、資源評価の精度は向上します。

【資源評価結果のイメージ】



TAC管理の推進（TAC資源拡大）

- TAC管理については、令和6年3月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、令和7年度までに漁獲量ベース（※）で8割の状態を目指しています。
- TAC導入は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進し、関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めていきます。

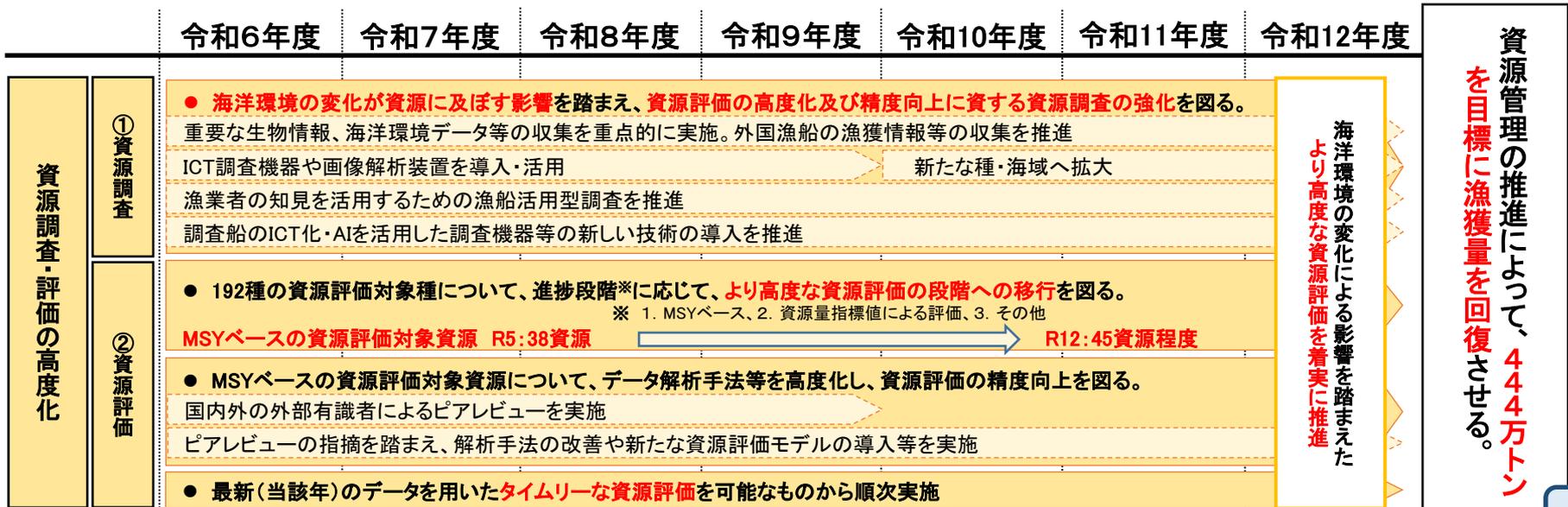
（※）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。

【TAC資源拡大の進捗状況】

TAC管理の開始時期	水産資源
令和6年1月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和6年7月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和7年1月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和7年4月から開始 予定	ぶり

資源管理の推進のための新たなロードマップ（1 / 3）

- 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの目標と工程を示したロードマップを公表し、漁業法に基づく資源管理を推進してきました。
- 令和6年3月には、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための目標と工程を示した新たなロードマップを公表しました。
- 遊漁管理では、
 - ① クロマグロは管理措置の強化・高度化を推進したのち、管理の運用状況や定着の程度を踏まえTAC管理への移行を推進すること、
 - ② クロマグロ以外で優先度が高いものは採捕量等の情報収集と推計を推進し、管理手法の検討と試行を推進すること
 が示されました。



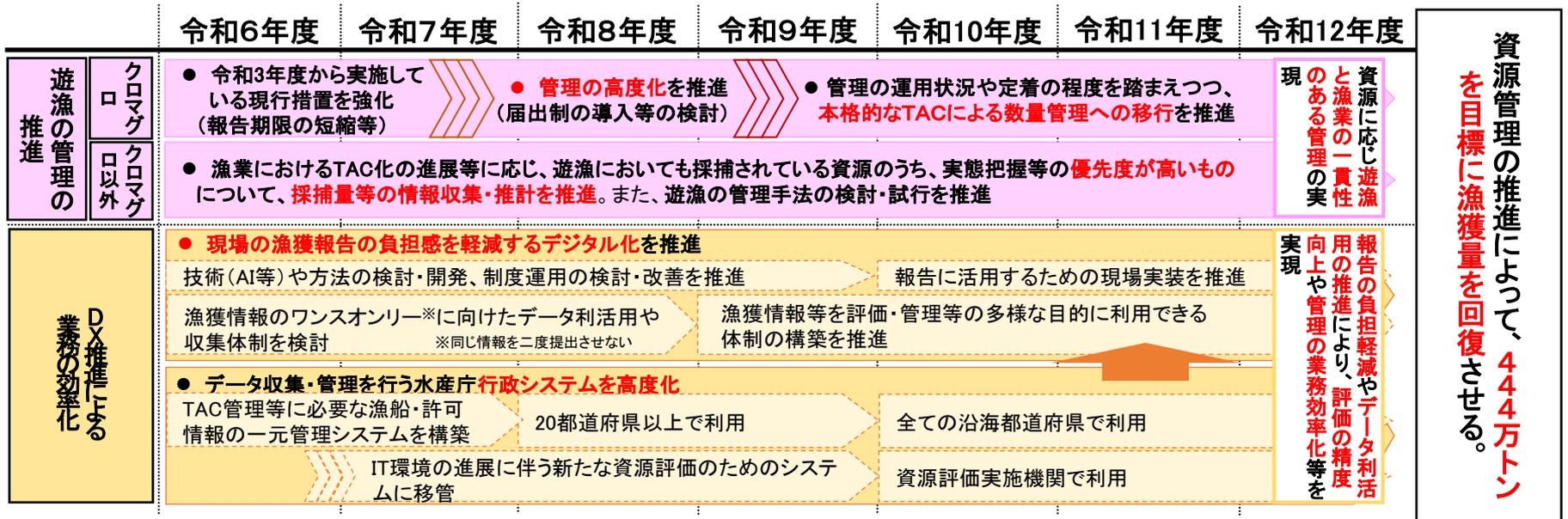
資源管理の推進によって、444万トン
を目標に漁獲量を回復させる。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（2 / 3）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大 TAC	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度までに漁獲量ベース（*1）で8割をTAC管理開始 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進（関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。） 							MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。
	TAC管理の運用改善等	<ul style="list-style-type: none"> TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題（混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など）について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る <ul style="list-style-type: none"> * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するRFMOIにおける協議や協力を推進 TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 							
	国際資源	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 <ul style="list-style-type: none"> 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け 							
IQ管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 								IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	<ul style="list-style-type: none"> 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施（資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行） 								
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	協定を公表		効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成		効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 優良事例の共有・横展開を促進			実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現	
	<p>資源管理協定の取組を実践（履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施）</p> <p>取組を実践</p> <p>取組内容 を改良</p> <p>取組内容 を改良</p> <p>検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割</p>								

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

資源管理の推進のための新たなロードマップ（3 / 3）



第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

2 新たな資源管理の着実な推進

（5）遊漁の資源管理

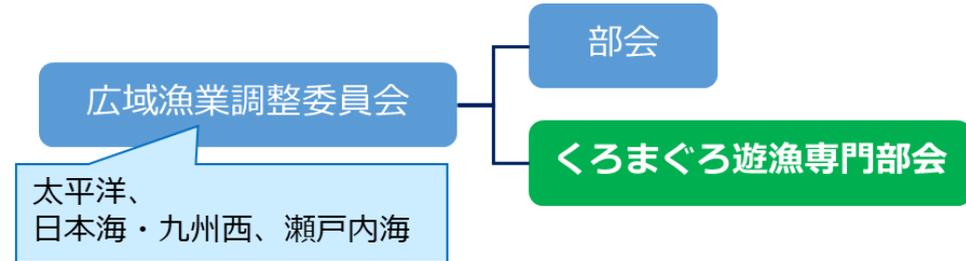
これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく。

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められ、令和3年6月から小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを試行的取組として開始したクロマグロについては、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的な TAC による数量管理に段階的に移行する。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備する。

参考：広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会について

- クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査・審議するため、各広域漁業調整委員会に設置。



審議事項

- 1) クロマグロ遊漁に関する委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- 2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチ&リリースの是非 等

開催実績

- **第1回**（令和6年12月12日開催）
主な議題：クロマグロ遊漁の現状と課題について
- **第2回**（令和7年1月17日開催）
主な議題：クロマグロ遊漁の課題への対応について
- **第3回**（令和7年2月中旬頃開催予定）
主な議題：令和7年度の委員会指示案について